

答申第601号

平成28年12月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年12月1日付け神企情第4597号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

サーバ仮想化基盤の構築及び個人情報を取り扱う業務システムの移行について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報の  
電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 平成28年度末に神戸市のホストコンピュータが廃止されることに伴い、外部データセンターを活用したサーバ仮想化基盤を整備し、維持管理コストの増嵩やサーバ設置スペースの問題の解消を図ることは、効率性の観点から、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 既存のスタンドアロンシステムを対象として、仮想デスクトップによる電子計算機処理を行うことは、情報セキュリティの安全性向上の観点から、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。
- 4 別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、改めて当審議会の意見を求めること。

新たに個人情報を電子計算機処理することについて（第 11 条第 1 項）

	類 型	理 由
1	<p>（サーバ仮想化基盤の構築及び個人情報を取り扱う業務システムの移行）</p> <p>個人情報の電子計算機処理について既に個人情報保護審議会から答申を受けている業務システムがサーバ仮想化基盤に移行する場合</p>	<p>サーバ仮想化基盤は、多数の業務システムのサーバを収容する統合稼働環境であるが、仮想化技術を用いて業務システム毎の独立性の確保が可能であり、独立した物理サーバ上で各業務システムを稼働させる従来の環境と同様に扱うことができるため。なお、サーバ仮想化基盤上で個人情報を取り扱う業務システムを新たに構築する際や、既存の業務システムにおいて情報項目を追加する際は、従来どおり、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、業務システム毎に個人情報保護審議会に諮問するものとする。</p>
2	<p>（サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報の電子計算機処理）</p> <p>サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップ環境において、データベース管理等の市販ソフトウェアや特定業務のために開発した専用ソフトウェアにより、複数の職員が電磁的記録を共有しながら個人情報の電子計算機処理を行う場合</p>	<p>仮想デスクトップは、画面転送によってのみ操作可能とするなど、個人情報保護のための高度な機能を備えており、運用上も適正に管理される。仮想デスクトップを使用する場合に限り、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保した上で事務処理の効率化を図ることができるため。なお、条例第 2 条第 2 号に規定する特定個人情報の取り扱いは、番号法第 2 条第 11 項で規定する個人番号関係事務の範囲内に限るものとし、条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合は、従来どおり個人情報保護審議会に諮問するものとする。</p>